

令和2年12月伊奈町農業委員会総会議事録

令和2年12月24日（木）

議 事 録

会 議 名 令和2年12月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和2年12月24日（木）

開会時刻 午前10時00分

閉会時刻 午前11時20分

招集場所 伊奈町役場 第1会議室

応招委員（農業委員）

小林 久夫 加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 誠一

齋藤 勝明 秋山 英章 高山 貢一 青木 久眞

大塚 俊雄 蓮見 紳一 戸井田武夫

応招委員（農地利用最適化推進委員）

渡辺 久夫 細田 光一 大島 久雄 加藤 幹夫

計 15 名

欠席委員（農業委員） なし

（農地利用最適化推進委員） 中村 仁

議事録署名 齋藤 勝明 秋山 英章

事務局職員 秋山局長、岡野局長補佐、川田係長、工藤主任

会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名
事務局長

定刻となりましたので、只今から令和2年12月の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員全員の出席でございます。

また中村推進委員より、欠席のご連絡がございましたので、推進委員さんは4名の出席でございます。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

（10：00開会）

議長

ただいまから、令和2年12月の農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名委員につきましては、齋藤勝明委員、秋山英章委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

はじめに、第1号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議を行います。番号5番を議題と

いたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番5番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

この案件は、〇〇〇さんが宅地の一部として利用していた農地について地目変更を行う農地転用になります。

この事案が発覚した経緯でございますが、本日、第2号議案でご審議いただくことになる農地法第3条の規定による農地取得の許可について〇〇〇さんが計画していたところ、事前の事務局での相談時に自宅の建物が農地部分にかかっていることが、判明しました。

通常、農地が農地以外の利用をされた場合、まず是正をすることが基本となっておりますが、調査したところ、過去の航空写真などから宅地として利用していたことが確認できたため、農用地から除外をし、4条の許可申請を行い、宅地として農地転用を行うものです。

この地域は農業振興地域ですが、昭和44年に撮影された航空写真により宅地として利用されていることが確認できました。資料の7ページになります。

この件につきましては、さいたま農林振興センターと協議をし、除外をして、4条の許可申請ができることを確認しましたので、令和2年12月8日に除外の手続きをいたしました。

それでは資料をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

資料2ページは案内図になります。〇〇〇〇から〇〇〇〇に向かう道沿いで申請地と示したところになります。

資料3ページは理由書となります。〇〇〇さんの先々代から当該地に居住しているとのことです。

次に、資料4ページは土地の全部事項証明書になります。

資料5ページは公図の写し。

資料6ページは現況図です。

資料7、8ページは昭和44年の航空写真になります。

7ページは公図をトレースしており、8ページは公図を外しております。

聞き取りによりますと、〇〇〇〇〇に当時は母屋があり、申請地には納屋があったそうです。航空写真では納屋の屋根の部分が黒く映っており、農地との境の垣根らしきものも確認できます。こちらの航空写真を参考資料といたしまして、さいたま農林振興センターに事前に協議を行いました。

資料9ページ、10ページは現況写真。

資料11ページ、12ページは印鑑証明書と住民票。

資料13ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地の当てはまる要件といたしましては、「申請地の農地がおおむね500m以内に鉄道の駅が存在すること」となっており、ニューシャトルの〇〇〇〇〇から約480mの距離にあります。

第2種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明しました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われま

す。農地法第4条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願

います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願

議長

担当地区委員の大塚俊雄委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

大塚俊雄委員

〇〇さんにお話しを伺いましたら、理由書のとおり建物が以前からあったとのこと。現在の建物は昭和56年に建て替えをしたということです。分筆した残地については農地として利用したいとのこと

議長

次に、本地区担当の加藤幹夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

加藤幹夫推進委員

私も現地確認しましたが、問題はないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

蓮見紳一委員

昭和46年から宅地として利用していたこの案件がなぜいま取り扱われているのか。

事務局

次の議案でご審議いただく予定ですが、〇〇〇さんが農地を取得するため農地法第3条の規定による許可申請を事前に事務局に相談にこられた際に、本案件について発覚いたしました。農地法第3条の許可要件の全部効率利用要件を満たすためにさいたま農林振興センターと協議をおこない、追認で農地転用を認める手続きを行って、農地法第3条の申請をするという流れになります。

蓮見紳一委員

それがなければ、この案件はわからなかったのですね。理解しました。

議長

他にご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員多数です。よって、5番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。次に、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議を行います。番号5番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第2号議案番号5番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請

事由等説明。

この案件は、〇〇にお住まいの〇〇〇さんが同じく〇〇にお住まいの〇〇〇〇さんから売買により土地を取得する案件でございます。

資料1ページから6ページが許可申請書関係と作付け計画書になります。

7ページが案内図になります。

申請地は10月の総会でご審議いただいた〇〇〇さんの娘夫妻の住宅敷地除外案件の〇〇〇〇番地の新幹線の高架を挟んだ反対側で道路沿いの土地になります。

現地の状況はきれいにうなっており適正に管理されております。

8ページは土地の全部事項証明になります。

9ページは公図の写し。

10ページは現況写真。

11ページ、12ページは印鑑証明書になります。

13ページは委任状になります。

本案件の審査でございますが、農地法第3条の許可要件であります全部耕作利用要件、常時従事要件の150日、権利取得後の経営面積要件50a以上、周辺農地との調和等の4つの条件がございます。そのうちの全部耕作利用要件といたしまして、〇〇〇さんが所有している農地が全て適正に管理、耕作されていることが条件になります。先ほどご審議いただいた、農地法第4条の許可申請について許可権者の埼玉県の許可がございますすべての条件を満たすことになり、農地法第3条第2項各号には該当しないことになります。このことは、先ほど県に進達することに決定した申請の許可が条件になることになりませんが、さいたま農林振興センターに確認したところ、同日の総会で審議し、県の許可後に農業委員会として許可することは問題ないとの回答を得ております。よって申請のとおり許可し、4条の許可後に3条の許可証を発行してよろしいかご審議願います。説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の大塚俊雄委員さんから、補足説明等ありましたら願います。

大塚俊雄委員

こちらの案件も〇〇さんに話を伺ってきました。現地はきれいに耕うんされており、10年前から〇〇さんの土地と一体的に耕作されてきたとのことで、問題ないと思います。

議長

次に、本地区担当の加藤幹夫推進委員さん、意見等あれば願います。

加藤幹夫推進委員

私も現地を見ましたが問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、5番については、申請のとおり可決・決定しました。許可証については、先ほど許可相当と可決・決定した4条の進達の許可が下りたのち発行するものとします。

次に、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号28番を議題

といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第3号議案番号28について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。それでは事前にお配りいたしました「第3号議案番号28番関係資料」をご覧ください。

本案件は、賃貸アパート暮らしの〇〇〇〇さんが売買により土地を取得し、自己用住宅を建築する事業計画になります。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇〇〇〇〇の西側で申請地と示しているところになります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は町内の〇〇にある賃貸アパートに住んでおりますが、手狭になったため、本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのことです。

資料4ページは土地の全部事項証明書。

資料5ページは公図の写し

資料6ページから8ページは土地利用計画図、建物の図面になります。

資料9ページから20ページは資金調達計画書、土地の売買契約書の一部、見積書、融資証明書、残高証明書になります。

資料21ページは現在住んでいるアパートの賃貸借契約更新同意書の写し。

資料22ページから24ページは印鑑証明書。

資料25ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地のあてはまる要件といたしましては、「申請地の農地のおおむね500m以内に鉄道の駅が存在すること」となっており、また、「鉄道の駅の半径500mの円で囲まれる区域の宅地の面積が40%を超える場合にあっては、1kmまで区域を延長できる。」とあります。申請地の地区は区域延長に該当いたしまして、ニューシャトル〇〇〇〇〇から約600mの距離にあります。

また、第2種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明しました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしましたが、既に申請を受け農地転用許可日と同日付けで許可見込みであるとの回答をいただいております。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の秋山英章委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

秋山英章委員

現地を見てきましたが、草等は生えておらず管理されております。周辺ですが、三方を宅地にかこまれているので、問題ないかと思えます。

議長

次に、本地区担当の大島久雄推進委員さん、意見等あればお願いします。

大島久雄推進委員

私も現地をみてきましたが、住宅地の中なので問題はないかと思えます。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、28番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。次に、番号29番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第3号議案番29番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

それでは事前にお配りいたしました「第3号議案番号29番関係資料」をご覧ください。

本案件は、賃貸アパート暮らしの〇〇〇〇さんが売買により土地を取得し、自己用住宅を建築する事業計画になります。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の脇の道を〇〇〇〇〇〇〇〇へ抜けている道沿いにある申請地と示したところで先月ご審議いただいた〇〇〇〇さんの案件の隣の農地になります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は〇〇〇〇にある賃貸アパートに住んでおりますが、手狭になったため、本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのことです。

資料4ページは土地の全部事項証明書。

資料5ページは公図の写し。

資料6ページから10ページは土地利用計画図、建物の図面になります。

資料11ページから13ページは資金調達計画書、見積書、金融機関からの事前審査の結果になります。

資料14ページは現在住んでいるアパートの賃貸借契約更新同意書の写し。

資料15ページから16ページは印鑑証明書。

資料17ページから18ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第3種農地に区分されます。第3種農地に当てはまる要件といたしましては、「申請に係る農地からおおむね300m以内に鉄道の駅が存在すること」となっております。

申請地はニューシャトルの〇〇〇から約230mの距離にあり、この要件を満たしております。よって第3種農地の転用は、立地基準におきましては、許可することができるとされております。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしました。既に申請を受け農地転用許可日と同日付けで許可見込みであるとの回答をいただいております。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われま。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の蓮見紳一委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

蓮見紳一委員

先月の総会の議案でも取り上げられた大石さんの案件ですが、先月は最後の案件と聞いてましたが、実際はあと2件ほどあるとのことでした。土地としては草もないし問題ないと思います。

議長

次に、本地区担当の渡辺久夫進委員さん、意見等あればお願いします。

渡辺久夫推進委員

私も現地を見てきましたが前の申請地の隣で問題はないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、29番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。次に、番号30番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第3号議案番30番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

それでは事前にお配りいたしました「第3号議案番号30番関係資料」をご覧ください。

今回の申請地は、以前の委員さんに令和2年の2月に除外の申出書が提出され、同年4月に除外のご審議いただいた案件になります。令和2年8月19日付けで除外認可公告を行ったものです。

本案件は、〇〇〇の〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さんが公共工事の収用地に当たってしまったことにより本申請地に自己用住宅を建築する事業計画になります。

資料 1 ページは申請書になります。

続いて 2 ページ目は申請地の案内図になります。〇〇〇の西側で斜線で示したところになります。

資料 3 ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は〇〇〇の〇〇〇に住んでいますが居住地が道の駅の建設予定地内に該当したことにより、引っ越しを余儀なくされ、住環境や通勤などの条件から本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのことです。

資料 4、5 ページは土地の全部事項証明書。

資料 6、7 ページは公図の写し

資料 8 ページから 12 ページは土地利用計画図、建物の図面になります。

資料 13 ページから 20 ページは資金調達計画書、見積書、金融機関からの事前審査の結果、公共移転に伴う補償金の額が分かる契約書の写しになります。

資料 21 ページは土地引き渡し延期の承諾書。

資料 22 ページは公共用地の取得等に関する証明書

資料 23 ページは農振除外の証明書。

資料 24 ページから 25 ページは印鑑証明書。

資料 26 ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第 2 種農地に区分されます。第 2 種農地のあてはまる要件といたしましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ 10ha 未満のものに該当いたします。申請の土地は〇〇〇〇から約 320m に位置しており、農地の規模も約 9.3ha と 10ha 未満です。

また、第 2 種農地は、代替性も審査の対象となりますが、理由書の記載内容から、代替地に立地は困難であると考えます。

法定記載・法定添付書類や現地等から判断しても、問題ないものと考えます。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしました。既に申請を受け農地転用許可日と同日付けで許可見込みであるとの回答をいただいております。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われれます。

農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の青木久真委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

青木久真委員

除外申請の審査時と現状は変わっておらず、問題ないと思います。

議長

次に、本地区担当の渡辺久夫進委員さん、意見等あればお願いします。

渡辺久夫推進委員

私も現地を見てきました。電波塔と神社の間の土地で、地権者の方は知らないかたですが、現地の状況からみて問題ないかと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、30番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。次に、番号31番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第3号議案番号31番について議案書2ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は、〇〇〇が使用貸借により申請地を借上げ、低地の畑に盛土をする農地改良の一時転用の案件になります。「第3号議案番号31番関係資料」をご覧ください。

資料1ページ、2ページは申請書になります。

申請地〇〇〇〇〇〇〇〇番の地権者の〇〇〇〇さんは亡くなっているため、法定相続人の連名で申請しております。

続いて3ページ目は、案内図になります。〇〇の〇〇地区で〇〇〇〇〇の斜線で示したところになります。現地の状況ですが、適正に管理されております。

資料4ページは理由書になります。事業計画者の〇〇〇は〇〇地区の田んぼの埋め立ての実績のある業者で本申請地については低地で大雨の際には水没してしまうとのことで、盛土をして耕作しやすい畑にしたいとのことです。

資料5ページから8ページは土地の全部事項証明書。

資料9は公図の写し。

資料10ページから14ページは工事計画書、作付計画書です。

作付計画ですが、〇〇〇の〇〇さんと〇〇さんとありますが、〇〇さんの土地については、〇〇の〇〇〇〇さんが実際には耕作を行っております。

資料15ページから17ページは平面図と縦横断面図です。

申請地は西側の道路との段差が約70センチあり、大雨が降ると道路の表面雨水が流入する立地で、もともと田んぼだったことから水が溜まりやすい形状です。計画では、申請地を1m掘削してそこに搬入土を1m入れ、表土を上に戻す天地返しを行います。耕作度は改良後も変わらない予定です。また、道路のレベルから30センチ高くなるもので、県の農地改良の規定に合致しております。

資料18ページから23ページは工事工程表、搬入経路図、使用重機と現地の写真、過去1年の実績表になります。

資料24ページから39ページは履歴事項全部証明書と定款。

資料40ページから48ページは〇〇〇〇さんの法定相続人を確認できる戸籍謄本等になります。

資料49ページから55ページは印鑑証明書。

資料56ページは農地改良を行うにあたっての誓約書。

資料58ページは見沼代用水土地改良区の意見書。

申請書に〇〇〇〇さんの名前で申請しておりますが、改良区に確認したところ、改良区の台帳上は〇〇さんのまま登録してあるため、このような申請になったとことで、意見書として支障はないとのことでした。

資料60ページから62ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地のあてはまる要件といたしましては、

市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ha未満のものに該当いたします。申請の土地は市街化区域の〇地区から約280mに位置しており、農地の規模も約8.9haと10ha未満です。

また、第2種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明しました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の青木久真委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

青木久真委員

〇〇田んぼで埋め立てを行った業者で、その埋め立てた状況をみた感じでは問題はないかと思えます。

議長

次に、本地区担当の渡辺久夫進委員さん、意見等あればお願いします。

渡辺久夫推進委員

私も現地を確認しましたが問題ないと思えます。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、31番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局

長から申し上げます。秋山局長よろしく申し上げます。

秋山事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

- ・農業委員会視察（大針地区耕作条件事業見学）
- ・8. 1 調査お礼
- ・マスタープランアンケート実施のお知らせ
- ・看板の配布

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

1月25日、月曜日第1会議室午前10時00分で調整をお願いします。以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。

(11:20閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和2年12月24日

会 長

署名委員

署名委員
